

「大阪市下水道事業経営改革 ～基本方針と実施計画～（案）」についてのコメント

平成24年11月15日

大阪府・市特別参事 福岡隆文

大阪市建設局は、大阪府市統合本部会議の方針に基づき、大阪市下水道事業経営改革の一環として、上下分離による経営形態の見直しを行うこととしている。

その内容は、平成25、26年度の2カ年、先行的に当該業務に従事する市職員を(財)都市技術センターに派遣し、全国有数の規模である下水道施設の運転維持管理を安定して包括委託できる体制を構築した後、コンセッション型委託を視野に入れつつ、平成27年度に新組織に承継する全国的にも先例のない計画となっていると認める。

これを着実に推進するために、当該計画の実施に当たっては、次の点に留意され、下水道分野における先進的な経営改革の範たる制度設計に努められたい。

1. 下水道管理者として、浸水対策や防災・危機管理など、住民の安心・安全を担う下水道行政の使命を引き続き担保しつつ、上部組織との適切な役割分担により民間経営の合理性を導入し、事業の持続性を確保すること
2. 大阪市が培ってきた下水道技術・ノウハウの確実な継承、充実を図るため、官民が連携して人材の育成システムを構築し、将来にわたって高い品質の下水道サービスが提供できるよう努めること
3. (財)都市技術センター移行時に設置する「経営マネジメントチーム」が有効に機能するスキームを構築し、センター移行時の2カ年はもとより、新組織の設立に向け、徹底した民間原理の導入方策の検討を行うこと
4. 新組織の資本構成や経営者等については、組織としての自由度・効率性ととともに事業の公益性をふまえ、設立時から広域的な事業展開にいたる各段階で適切な形態となるよう、引き続き検討を行うこと
5. 新組織が大阪ひいては日本の成長戦略に資する和製水メジャーの担い手たりうるようにするために、その契約形態や事業期間については海外などの事例を参考とし、業務範囲としても単純な事実行為に留まらず、経営計画の策定や設計・建設業務も含む下水道トータルシステムを対象とするよう、官民一体となって取組を進めること
6. 経営改革の内容を含め、下水道事業全体に対する情報を、よりわかりやすく市民へ伝えるよう努めること